

委員提出資料

・井上委員	1
・江口委員	7
・奥山委員	11
・桑原委員	21
・中村委員	27
・林委員	31
・宮島委員	35

井上委員提出資料

委員提出意見

井上登生

はじめに

平成 30 年 1 月 26 日、本委員会の事前資料が事務局より届いた。資料 4 に、自由民主党「児童養護と未来を考える議員連盟」資料として、①修正提案の考え方(平成 30 年 1 月 23 日 衆議院議員 塩崎恭久議員、牧島かれん議員)、②資料(2018 年 1 月 23 日衆議院議院 塩崎恭久議員)が提出された。この資料を熟読することにより、2017 年 10 月 25 日に開催された第 20 回の本委員会から第 22 回委員会までの 3 回の本委員会に参加しながら、平成 27 年 9 月 7 日の社会保障審議会児童部会子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会(第 1 回)に始まり、これまで参加し、議論し、ともに作成してきた様々な資料やガイドラインの意味はなんだったのだろうかという疑問が払拭された。

おそらく、新聞やテレビなど多くのメディアのこの分野の担当者の方達も、資料 4 を読むことにより、この半年ほどの間に起こっていた情報の混乱に、ある程度の方向性を見いだすことができると思われる。

資料 4 にあるように、平成 28 年改正児童福祉法は、国会において全会一致で抜本改正された我が国の新しい児童福祉法であるので、その理念・哲学である児童の権利保障(子どもの最善の利益の優先)と児童の家庭養育優先原則を実現する施策を子どものニーズにそって計画する必要があり、子どもに関わる事業所や施設、自治体の都合が優先されることがあってはならない。もちろん、急激な状況の転換は困難な点もあるので、随時転換を行うとしても 3 年をめどに体制を整える必要があると考える。

具体的な提案

I. 資料 1 都道府県計画の見直し要領(骨子案)について

1. 2 ページ下から 16～17 行:「児童養護施設等における小規模グループケアやグループホームなど」は、「地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア」とすべきである。少なくとも、今後、新築や改築を行う施設に関しては、「小規模かつ地域分散化」が原則と明記すべきである。すでに、最近、新築や改築が行われた施設で、上記の「小規模かつ地域分散化」の規定を満たさないものに関しては、その運営のあり方を都道府県計画の中で検討する必要があり、実際の運営に関しては、スーパーバイズを必要とする。

2. 5 ページ下から 9 行:「年長で家庭に拒否的な子ども等」は、「年長で、今までの経緯

より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等」とすべきである。このような子どもにおいても、施設職員等による子どもの気持ちに寄り添ったかかわりや治療的なケアにより、子どもが家庭的な生活をすることに関心を示し、好意的な気持ちを示すようになった場合は、子どもの想いや意見を最大限に尊重しながら、家庭的養育優先原則の取り組みの中から子どもに見合った環境を提供しなければならない。その際、子どもの願いを尊重して施設を離れることになったとしても、里親等での不調があった場合は、子どもの想いや意見を確認し、子どもが望む場合はできるだけ元の施設や担当職員を変更せず、できるだけ安定した養育環境を提供することが肝要である。

このような愛着（アタッチメント）行動形成の発達理論に立脚した子どもへのケアが行われる時、施設での高機能化された養育が行われていると判断すべきである。上記の子どものように一旦里親に行った場合は、子どもの希望で行ったのだから、戻ってきた場合は子どもの意見も聞かず、たとえ元の施設担当職員も子どもも変更を希望していなくても、「規則だから」、「他の子どももいるので例外は認められない」の一言で担当を変更するような事例も、筆者の今までのスーパーバイザーとしての経験でも時折見られた。このような場合は、今後は社会的養育・養護専門施設として認められる状態とは言えなくなる。

これに関連した事項として、児童相談所の子どもの措置が決定された時の担当児童福祉司が交代する時も、担当している子どもの年齢や発達段階に見合った丁寧な説明を行い、説明が終了した場合は、少なくとも児童相談所でのその子の児童票には、「説明を聞いて了承しました」という趣旨の文の後に、子どもの了承を得て、子ども自身のサイン、元の担当と新規担当のサインを残すくらいの配慮が必要となる。

さらに、実際、子どもに直接話しを聞いてみると3年を過ぎると、自分の世話をしてくれる担当職員でも、時間がくると自分が生活している場所からいなくなり、また時間がくると出勤してきて相手をしてくれるといった生活に慣れてしまう。学校などで友達などから聞く家と自分の生活は全く違うことに慣れてしまい、普通の生活を求めることは無駄なんだと自分に言い聞かせて、施設で生活する仲間とこのような思いを共有してしまうと普通の生活をイメージすることが難しくなってしまう。なので、友達の家遊びに行って、友達と家の人との会話などを聞くと変な感じがするという話をよく耳にする。

つまり、局長通知「里親委託ガイドライン」（平成29年3月31日）および「新しい社会的養育ビジョン」でも、施設入所期間は乳幼児は長くとも数か月以内、学童期以上は長くても3年以内（できるだけ1年以内）と記載されているように、施設入所はできるだけ短期で、子どもが「家庭と同様の養育環境」に適応できるような、高機能なケアが行われるべきであり、それが明記されるべきである。

3. 6ページ上から7～8行：「なお、国としては、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローしながら、達成時期の早期化を図る」は、漠然とし過ぎである。

新しい社会的養育ビジョンで述べている、数値、期限を参照し、盛り込む必要がある。平成 28 年改正児童福祉法のように、我が国における新しい児童福祉法と言っても過言でないような変更があった場合、国がその目標を達成する手順を示すべきである。仮に、都道府県推進計画に数値目標を入れずに達成できるとしたら、どのような方法で達成するのか明確にしなければならない。本来であれば、都道府県推進計画に数値目標を入れなければ国の目標達成は不可能と言っても過言でなく、明確に示すべきと考える。

4. 6 ページ上から 8～9 行:「代替養育や在宅支援などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である」の表現は少し弱い。

「在宅支援などを経験した子ども」とくくると支援段階 1 や 2 で在宅支援を経験した子どもや、要支援段階 3 以上の子どもも同じになり、「行政としての責務」の適応が拡大しすぎて、曖昧となる。「子どもの養育について保護者と協議し、代替養育や行政から指導された在宅支援を保護者が受けることになった場合の子どもの自立支援については、その子が成人として社会生活の一員となり、安定した生活を営むことができるまで、…」など、対象となる子どもを明確にし、同時に、行政としての責務の内容も明確にする必要がある。

一旦、保護者からの分離保護となった子どもは全例、たとえ、途中で家庭復帰となった子どもにおいても全例、成人し安定した社会生活ができるようになるまで、都道府県と国によるフォローが必要である。現時点の問題は、本来なら保護者からの分離保護が妥当と考えられる子どもであって、その時点で適切な保護収容の施設がないため、一時保護所で長期保護されている子どもや、やむなく児童相談所や市町村要対協関係機関で経過を見ながら在宅支援されている子どもの取り扱いである。このような事例も、本来なら分離保護された事例と同じように都道府県と国によるフォローが必要な子どもとして取り扱うべきだと考える。

5. 上記に関係する地域差に関しても、平成 28 年改正児童福祉法が成立した国では、法治国家の責任として、住んでいる地域によって子どもの権利保障のあり方に格差があるのは問題である。地域格差がある場合は、なにゆえそのような事態が発生しているかを明確にし、それをなくすようにするのが、今後は国の役目として重要となる。このことを明記して、今後の都道府県計画に盛り込むべきである。

6. 8 ページ (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組について:平成 30 年 1 月 24 日に中津市子ども・子育て会議が開催されたが、井上が会長をしている本会であっても、事務局が作成した段階では、資料に平成 28 年改正児童福祉法の意義や基本方針をわかりやすく説明する資料は準備されておらず、資料として最終改正平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 52 号の子ども・子育て支援法を添付しているのみであった。事前に確認できたので、内閣府が作成している「子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって」

や「子ども・子育て支援の意義のポイント（基本指針）」を利用して、会長あいさつで説明して周知することとなった。他の市町村に確認しても、児童家庭福祉主管課の担当もよく把握できていない状態があるので、都道府県は市区町村の子ども・子育て会議開催において、必ず盛り込むべき文言などを具体的に示した手引きの作成や、少なくとも子ども・子育て会議に参加した委員がその意味を理解できたか確認する作業を行うべきであるといった主旨の指示を行うべきである。「丁寧な説明を行う」などの文言だけでは、なかなか伝わらない市町村の現実を直視する必要がある。

前述の中津市の会議でも、民間認可保育所から公立幼稚園に転園となった事例や認可外保育所から認定こども園に転園となった事例で、子どもの発達障がいや行動特性の問題がある場合の児童票のやりとりが双方向で適切な連携がとれていない事例が話題になったが、「子ども最善の利益」の考え方と市町村の責務の確認を説明することで解決できた事実があった。

対応として、本社会的養育専門委員会の下部組織として、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」を作成した市区町村の支援業務のあり方に関するワーキンググループの構成員に、国として考える必要事項を盛り込んだ手引の作成を依頼することも必要と考える。その際、相澤委員も再三述べているように、要支援段階の考え方も盛り込むべきである。そのためには岡山県の「子どもが心配」チェックシートを作成した薬師寺真氏などにも参加してもらうべきである。

以上

江口委員提出資料

都道府県計画見直しにあたっての意見

大阪府岸和田子ども家庭センター

江 口 晋

ビジョンにおいて示された理念を踏まえ、実施計画である都道府県計画として策定を進めていくには、**各自治体が現状をしっかりと踏まえる必要がある**。国において今後新たに財源確保が必要となる内容及び新たな法改正が必要な事項は、都道府県計画において、数値目標や目標年次を示すのではなく方向性のみ示すものとされたい。

○里親等委託の推進（目標値の取扱い、里親への包括的支援体制の抜本的強化等）

- ・子どもを中心としたチーム養育を実現し、その中で里親が安心して養育が行えるよう、各里親にはリクルートから委託後支援まで一貫した支援者が存在する体制が必要であると考える。一貫した支援を担う機関は、リクルート後も認定までをサポートし、認定後も家庭状況等を把握し、児童相談所とのマッチング協議を行い、委託後はチーム養育の構成員として、里親家庭への支援を実施する体制が望まれる。
- ・また、大阪府におけるこれまでの実践を踏まえると、フォスタリング機関の体制強化（ケースワーカー増員に加え、心理士、医療看護職の配置等）が必要と考える。
- ・平成 29 年 12 月末時点で、大阪府では 160 人の子どもを里親等に委託しているところであるが、委託児童の内、児童心理司、保健師による継続的支援を約 33%の児童に実施している現状である。今後里親委託児童の増加・対象児童の広がりを見れば、チーム養育を進めるうえでも多職種の構成員が配置される必要がある。
- ・現行計画の目標をできる限り、上回る数値を目標に掲げ、ケアニーズに応じて里親等委託が適当と判断された場合、すべての児童に里親家庭を提供できるように、児童相談所に里親ソーシャルワークが可能なソーシャルワーカーに加え、児童心理司等についても、代替養育を必要とする児童の数に応じた配置が必要と考える。
- ・国の見直し要領においては「ビジョンの実現を目指しつつ、財源確保や人材育成、里親支援体制の状況を踏まえ、平成 41 年度末において、現行計画の目標を出来る限り上回る数値目標を掲げる」ことが現実的な対応であると考えられる。

○養子縁組の推進（支援体制、目標値の取扱い等）

- ・特別養子縁組の件数について目標年次を示した目標値設定は反対であり、あくまでパーマネンシー保障の観点から、その活用を十分考慮したソーシャルワークの必要性への言及とされたい。まずはもって早急な法制度改革に取り組んでいただきたい。

○施設での養育等の在り方（「原則」新規措置入所停止の取扱い、在所期間等）

- ・就学前の子どもの施設への新規措置入所を停止することを原則とした、都道府県計画の見直し要領を示すことには実態からも困難であり反対。
- ・在所期間については、入所する子ども一人ひとりのケアニーズ、学校等への帰属意識、家

庭復帰支援の状況などに基づいて総合的に判断することが重要であり、都道府県推進計画において数値目標を掲げるべきではない。

また現行、大阪府では児童福祉司一人あたり 60～70 人の代替養育を必要とする子どもを担当しており、全児童について年 1 回以上の訪問調査、援助計画の見直し、児童との面接を原則実施しているところである。更なる子ども権利擁護の取り組みを進めるためにも、代替養育を受けている児童の数に応じた児童福祉司・児童心理司等の配置が必要と考える。

○児童相談所・一時保護に関する事項

- ・様々な背景を抱えている子ども達を 24 時間 365 日受け入れている一時保護所の特性を踏まえた設備・運営の基準を示されたい。
- ・一時保護所における「開放的環境」と「閉鎖的環境」とは、具体的にどのような環境・体制を示しているのかを示されたい。
- ・一時保護された子どものニーズを把握し、特に専門的ケアの必要性を的確にアセスメントすることはたいへん重要である。そのために必要な児童心理司、医師等の配置を進める必要がある。そのため、児童心理司、医師等についても児童福祉司同様、その数について政令で定めることが必要と考える。

(*大阪府子ども家庭センター調べ)

- ①平成 29 年度上半期に一時保護所入所児童 (630 件) の内、児童精神科医師等の診察等を実施した件数は 115 件、そのうちの約 50% (48 人) が施設入所となっている。同期に施設入所措置した子ども (278 人) の約 17%であった。
- ②平成 28 年 10 月～11 月に一時保護 (委託含む) を行った児童 (386 人) について、児童精神科医等への受診に加え、その後の医療等ケアの必要性について調査した結果、約 23% (88 人) との結果がでており、内 32 人がそのニーズを満たせなかった。(年間換算約 200 人)

○市区町村の子ども家庭支援体制の構築等

- ・子育て支援施策の一環としてショートステ・トワイライトステイ事業を拡充充実することで、一時保護件数が減少する見込みであり、一時保護の強行性を考慮すると、利用者ニーズに基づき、事業内容や利用期間などの弾力的な運用が可能になるような支援の充実が必要と考える。

奧山委員提出資料

委員提出資料

奥山眞紀子

1. 資料1「都道府県推進計画見直し要項骨子案」に対する指摘

今回配布された資料1要項骨子案は、都道府県において、何を目指し、どのような政策を進めていけばよいのか非常に分かりにくい。それを明確に示すべきである。また、改正児童福祉法およびその後発出された局長通知文、並びに、「新しい社会的養育ビジョン」の内容と矛盾した文言や曖昧な表現が非常に多く見られており、基本的に資料4①に示された案を確実に踏襲すべきと考える。

以下に、重大な問題点と考えられる主なものを指摘するが、全体として修正すべき点は更に多いことを付け加える。

1) 子どもの権利条約を批准している日本では、国内のどの地域でも子どもの権利が保障されることが国の義務であることから、子どもの権利の保障をその理念として改正された児童福祉法に基づき、それを実現するための「新しい社会的養育ビジョン」に則って、明確な数値目標（別紙でも明らかなように実現可能である）とその達成の在り方を都道府県に提示し、その実現を図るために行われるものであることを、「都道府県推進計画見直しの目的」として最初に明示し、「1. 今回の計画の見直しの位置づけ」および「2. 基本的考え方」に反映させ、更に、その理念で、「4. 項目ごとの見直し要領（骨子案）」を書き換えるべきである。

2) 「1. 今回の計画見直しの位置づけ」においては、都道府県推進計画の全面的見直しが必要な理由とそこに至る経緯に関して、都道府県が理解できるような書きぶりにすべきである。そのためには、以下の点は欠かせない。

- ① 改正児童福祉法は基本的な考え方の転換（パラダイムシフト）であったこと。
- ② それ以前に作成された「社会的養護の課題と将来像」が抱えている問題点と改正児童福祉法との違い。
- ③ 法改正の国会で「社会的養護の課題と将来像」をゼロから見直すために「新しい社会的養育の在り方に関する検討会（チーム）」を作って示すと答弁し、全会一致で通った改正法を実現するために設置されたその検討会で作成された「新しい社会的養育ビジョン」に則った都道府県推進計画の全面見直しが必要であること。

3) 厚労省の行政説明資料や、大臣答弁でも「できる限り良好な家庭的環境」は「地域分散による小規模化」と定義づけており（資料4② P10 上の図）、本骨子でもそれを、誤解を招かないように、明確にすべきである。

例えば資料1 P220行目(3つ目の・) 「小規模グループケアやグループホームなど」は「地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア」とすべきである。その他もその原則に従って書き換えるべきである。

☞ 現状は、地域分散化が進まず、施設内小規模ケア(ユニットケア)への建て替えが進んでいる(資料4 ② P10 下の図)。

4) 従って、施設(一時保護の施設を含む)の新築、改築に当たって、養育の場に関しては「小規模かつ地域分散化」したものが原則となることを「2. 基本的考え方」に明記すべきである。

5) なお、「代替養育」は国連の指針の定義でも、親の養育を受けていない養育の全てを指す。その上で改正児童福祉法従い、一時保護を含み、全ての施設養育は「できる限り良好な家庭的環境」(小規模・地域分散化したもの)が原則であることを明らかにすべきである。例えば以下の通りの変更を行い、その他もその原則に従って書き換えられるべきである。

・資料1 P4下から4行目は

「一時保護は代替養育であり、一時保護を行う場合は、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する児童の家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境が原則であり、それにより個別性が尊重されるものでなければならない。」

・資料1 P15 vi においても上記の原則を明記すべきである。

6) 国会答弁に基づいて設置された(資料4 ② P12 下の図)「新しい社会的養育の在り方に関する検討会」で作成された「新しい社会的養育ビジョン」に則った改革が必要である。第20回当専門委員会資料4-1でも「新しい社会的養育ビジョンを実現に向けた主な進め方」と記載されている。今回の骨子案には「ビジョンの考え方を踏まえて」という表現が多くみられるが、必要なのは「考え方」を踏まえるのではなく、ビジョンの内容を実現する、つまり、「ビジョンに則って」実現することを示すべきである。従って、すべて、「(基本的)考え方に基づく」「基づく」「踏まえた」等から「ビジョンに則る」に変えるべきである。

7) 国がビジョンに従って到達しなければならないのは、当然、数値だけではなく、期限も含むべきである(資料1 P64行目)。最後の2行は意味が不明であり、都道府県も理解しにくい。以下の通りに変更すべきである。また、P13 iiiも同様に変更すべきである。

こうした取組を通じて、国は都道府県の毎年の進捗管理をしつつ、出来るだけ早く「概ね5年以内に3歳未満の里親委託率75%、概ね7年以内に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」を実現できるよう、国が支援策等を講じていく。~~なお、国としては、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について于~~

寧にフォローしながら、達成時期の早期化を図る。

8) その数値を期限も含めて実現するためには都道府県の数値目標も同様に明確にしなければ不可能であるため、明確化すべきである。国会でも都道府県への数値目標の変更は答弁されている(資料4 ② P12 上の図)。前回提示した計算式は「参考」ではなく、「実現すべき数値目標の算出法」とすべきである。また、前回も発言したように、子どもの側から必要数を見るべきであり、委託見込みという勝手な目標はあり得ない。

・P12 下から3行目 は以下のように変更すべきである。

②里親やファミリーホームへの委託が必要な児童数の見込み

・P13 6行目 「現行計画における里親等委託児童数を上乘せし、現行計画を上回る里親等委託率の目標を設定する」という表現は、「都道府県推進計画の全面的見直し」という前述の部分と矛盾するし、なにより33%を34%にするだけでもよいことになっていつまでも「新しい社会的養育ビジョン」で示した目標は達成できない。国と同じ数値目標を提示し、それに至るための以下のような計算式を提示して、毎年の里親増加数の目標値を定めるように記載すべきである。

i 里親やファミリーホームで養育されるべき児童数は、まず、概ね7年以内に就学前の子どもの75%里親委託の目標を達成する必要があることから、確保すべき里親の登録数を以下のように推計すること。

ア. 施設に長期入所となっている児童数。具体的には下記のとおり。

(ア) 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

(イ) 児童養護施設に半年以上措置されている乳幼児数

イ. 今後見込まれる代替養育を必要とする乳幼児の人数を考慮

推計値に沿って、当該都道府県で各年度に行う里親登録数と里親委託児童数の目標値を設定すること。

ii なお、3歳未満を優先して里親委託とすることで、当初の5年間は、3歳未満の乳幼児の里親委託の目標達成を優先することに留意すること。

iii 就学前の子どもの75%の里親委託が実現することで、全年齢における施設長期入所児童の推移を把握し、学童期以上の子どもの50%里親委託に向けて計画すること。

9) 施設の長期入所の問題は子どもにとっての権利保障の観点から最も重要なものの一つである。平成29年通知である里親ガイドラインにも「(子どもの施設入所はあくまでも一時的)・・・『一時的』とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子供については、長くとも3年以内には移行すべきである。]」(資料4 ② P11 上の図)と記載されている。また、最近改正された児童相談所運営指針(子発0112第1号)においても、「乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期で

あることから、数か月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること。」と記載されている。これらを踏まえて、上記下線部分を「2. 基本的考え方」およびその徹底を「4. 項目ごとの見直し要領（骨子案）」に記載すべきである。

また、資料4 ② P5 下の図に示された2016年の厚生労働省資料で、15%近くが10年以上養護施設に入所している事実は「1. 今回の計画見直しの位置付け」において、しっかりと明記すべきである。また、指標としても重要であり、P14の指標として入れるべきである。

10) パーマネンシー保障に関し、実家庭に帰すことが不適切と考えられる子どもはP14 iiiに述べられていることだけではない。そこで述べられているのは、非常に限定的であり、「家庭復帰プランを執行しても、長期間にわたり交流がない、連絡が取れない、あるいは、虐待等の理由で家族再統合が不適切な児童と考えられる時には特別養子縁組を、それがかなわないときは普通養子縁組に移行すべきである」ことを明記すべきである。

11) 施設に入所することが必要な子どもの数を明確に算出すべきである。子どもの必要度が明確になれば将来の施策が立てられない。資料4 ① 塩崎・牧島案 P17 に示されている計算方法を用いて、必要数を推計すべきである。

ア. 現在、当該都道府県内で、1年以上児童養護施設で生活している子どもの理由を集計し、そのうち、行動の問題等で家庭での養育が困難な子どもの数と年長児等で家庭に対する拒否感が強い子どもの数を加算する。

イ. 現在、乳児院に半年以内入所している子どもの数+養護施設に1年以内入所している子どもの数+①の子どもの数 の計に推定増加率（概ね1.5～2倍となると考えられる）を乗じて、最終的に施設で養育が必要とされる児童数とする。

12) 施設の高機能化および多機能化・機能転換は重要な方向性である。そのための人員配置が必要である。P15 vの最後の部分を独立させ以下のようにすべきである。

vi また、国においては、ケアニーズに応じた加算を含め、高機能化に伴う職員配置基準の見直しを行っていく予定である。

13) 一時保護のあり方については、国会答弁に基づいて設置された「新しい社会的養育の在り方に関する検討会（答弁ではチーム）」に基づいた「新しい社会的養育ビジョン」（以下、ビジョン）が基本である。一時保護ガイドラインはビジョンで書ききれなかった詳細部分を提示しているものであり、必要な改革部分が不明確である。つまり、都道府県推進計画において則るべきは「新しい社会的養育ビジョン」である。従って、資料1 P4下から7行目の記載は「実効ある見直しを進めるために示す一時保護ガイドラインを踏まえ、」ではなく、「子どもにとって適切な一時保護となり、権利擁護が行われるように、新しい社会的養育ビ

ジョンに則り、一時保護ガイドラインを参考にして」と変更すべきである。また、P16の「(8) 一時保護改革に向けた取組」における記載は全て上記に倣って改めるべきである。

14) また、現に一部の一時保護所で行われている私服および危険物でもない私物の制限は子どもの権利違反であり、すぐに停止すべきである。また、上記のように、ガイドラインでは改革のポイントが不明であり、都道府県推進計画では改革のポイントを明示しなければならない。従って、資料4 ① 塩崎・牧島修正案 P6 最後の○のような表現を入れるべきである。

・子どもの権利保障の面からは、子どもの権利保障の面からは、安全確保のため、子どもの権利を制限するような閉鎖的空間に保護することが必要な時はその必要性を明確にすることができるだけ短期(数日以内)にするとともに、延長が必要な場合は手続きを経る必要がある。また、私服・私物は原則持ち込みとし、生活に必要なものは初日に与えられるような工夫を行う必要がある。これらを全ての一時保護において実現するために、新しい社会的養育ビジョンに則り、一時保護ガイドラインを参考にして、一時保護改革を実現する。

15) なお、昨今、一時保護所に置ける専門職ではない非常勤職員(アルバイト学生等)を中心とした性虐待を含む虐待や、一時保護中の子どもの自殺等が報じられている。一時保護所の人的な強化が必要であり、その点を記載すべきである。特に、人目の少ない夜勤等での雇用は控えるべきであり、以下の文章を入れるべきである。

・一時保護においては、小規模化した養育で適切なケアを行える人員を配置すること。特に、スタッフの目が少ない夜間に研修が不十分である無資格の職員にケアを担わせることなどは子どもの権利侵害に繋がる危険があり、避ける体制をとること。

16) P8 「(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組」に関し、「新しい社会的養育ビジョン」では「社会的養護を受けている子どもに関しては定期的に意見を傾聴し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などが可能になる子どもの権利擁護事業や機関を創設することが必要である。」と述べており、以下の追記が必要である。

・代替養育を受けている(一時保護も当然含まれる)子どもの権利擁護の仕組みについて、訪問アドボカシー制度構築を図ること。

17) 「新しい社会的養育ビジョン」においては、児童家庭支援センターは幅広く医療法人やNPOなどが積極的に設置するような施策を立てるべきとしており、「各施設の標準装備」は求めている。このように、「新しい社会的養育ビジョン」では示していない記載は削除すべきである。

18) 指標に関して、具体的で、効果が明確になるものを共通の指標として入れるべきである。

指標例ではなく「**共通指標**」として、国が明確なシートを提供し、都道府県を通してデータを集めてデータベースとして公開し、都道府県も国も全体の進捗の評価に利用できるようにすべきであると同時に、一般公開により学術的にも利用できるようにすべきである。共通の指標は、都道府県推進計画見直し要領（骨子案ではない最終要領）で提示すべきである。最低限欠かせない指標は以下に提示する。

都道府県推進計画の進捗状況評価に最低限欠かせない指標

指標はデータベースとして、公開すべきである。

<アドボカシー>

- ・一時保護終了時、代替養育継続時には半年ごとに、権利擁護に係わる機関が直接に子どもへのアンケート調査を行い、説明を受けたか、意見を聴取されたかを明らかにする。
- ・アドボカシー制度実施率
- ・子どもの権利を擁護する仕組み（含：児童福祉審議会）が活用された数

<市区町村子ども家庭支援>

- ・子育て世代包括支援センターの実施率
- ・子ども家庭総合支援拠点実施数
- ・児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号に基づく、市区町村への指導委託数
- ・乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ率

<一時保護>

- ・閉鎖的空間での一時保護数と期間
- ・里親委託一時保護数
- ・施設一時保護専用施設への委託数
- ・小規模化かつ地域分散化された一時保護所数
- ・小規模化された（ユニットケア）一時保護所数
- ・全国一律の内容の退所した子どもへのアンケート
- ・子どもの意見聴取率
- ・研修を受けている職員数
- ・専門性のない非常勤職員（アルバイト）の数

<里親推進>

- ・年齢ごとの里親委託率
- ・里親不調率

- ・フォスタリング機関実施率
- ・施設入所乳幼児は半年ごと、学童以上は1年ごとに継続理由をチェックリストで集計
- ・フォスタリング機関実施数
- ・フォスタリング機関実績（開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援）
- ・新規里親登録数・引退里親数・登録里親数・委託里親数・委託児童数（里親種別ごと）

<パーマネンシー保障>

- ・家庭復帰プランの実施率と家庭復帰率
- ・家庭復帰時の再虐待率
- ・3年以上代替養育にいる子どもの数とその理由（3年を超える場合は里親委託に関しても継続の理由をチェックリストでチェックして明らかにする、施設は上記のように半年、1年毎にすでに行われているはず）
- ・特別養子縁組数（内、代替養育からの成立数）

<施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換>

- ・施設に入所すべき子ども（里親では養育困難な行動の問題がある、家庭に拒否的）の率
- ・施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設に入所している子どもの率
- ・施設の多機能化に関する統計（フォスタリング機関、児童家庭支援センター、その他の統計をとる）

<自立支援>

- ・社会的養護自立支援事業の実施率
- ・代替養育経験者のフォローアップ率
- ・福祉司指導経験者のフォローアップ率
- ・代替養育経験者の大学等卒業率
- ・代替養育経験者の就職率・離職率

<児童相談所改革>

- ・中核市の児童相談所設置率
- ・特別区の児童相談所設置率
- ・子ども人口あたりの福祉司・心理司数
- ・スーパーバイザー福祉司数
- ・常勤弁護士数
- ・児童相談所医師数
- ・保護者に対する指導への司法関与の数

2. 一時保護ガイドラインに関する指摘

こちらにも、修正すべき点が多いが、主たるものを以下に挙げる。なお、本ガイドラインでは一時保護改革のポイントは不明であり、改革はあくまでも、「新しい社会的養育ビジョン」に則ることを明記すべきである。

1) P4 「(2) 一時保護の機能」の「ア 緊急保護の在り方」

10 行目 (3 番目の・) および 12 行目 (4 番目の・) は子どもの権利擁護を考えれば、以下のように限定的にすべきである。

・ 自身の子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある 子ども 場合、および一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第 25 条に基づき通告のあった子ども又は少年法 (昭和 23 年法律第 168 号) 第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった子ども の中で、その子どもの安全確保やアセスメントのためにを保護が必要な する場合

2) 緊急保護の在り方に関し、新しい社会的養育ビジョンに則った書き方にすべきである。

P4 下から 2 行目

「子どもの安全確保のために要する必要最小限 (数日以内) とし、延長が必要な場合は一定の手続きをとること」

P5 3 行目 を以下のように変更すべきである。

「閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を 数日毎 (長くても 1 週間以内の一定の時期を定める*) 2 週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。」 * 「数日」は長くても一週間以内を指す

3) P9 「4 一時保護の環境及び体制整備等」に関して以下のように変更すべきである。

①19 行目を以下のように変更すべきである。

・ 閉鎖的空間での一時保護および開放的空間での一時保護それぞれに 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること

③22 行目に以下を挿入すべきである。

・ 閉鎖的空間であっても開放的空間でも養育の場として、里親等委託による「家庭と同様の養育環境」か、小規模かつ地域分散化した「できるだけ良好な家庭的環境」であることが原則である。

4) P31 「2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア」に関して

一時保護初期の 心理教育 と 権利教育 はその後の安定や加害被害を避けるためにも重要なことであり、その項を設けて、しっかりと書き込むべきである。

7年間で0-6歳の里親委託率75%を達成するために毎年増加が必要な里親委託児童数のシミュレーション（都道府県別）

	0-6歳で里親委託されている児童	里親委託率(%)	委託率75%時の里親委託児童数	7年間で増加が必要な里親委託児童数	1年間で増加が必要な里親委託児童数	児童相談所数	1年間で増加が必要な里親委託児童数/児童相談所
北海道	196	28.7	512	316	45.2	9	5.0
青森県	20	25.3	59	39	5.6	6	0.9
岩手県	7	24.2	22	15	2.1	3	0.7
宮城県	31	33.1	70	39	5.6	4	1.4
秋田県	4	8.5	35	31	4.5	3	1.5
山形県	16	15.6	77	61	8.7	2	4.4
福島県	31	20.8	112	81	11.5	4	2.9
茨城県	16	12.5	96	80	11.4	3	3.8
栃木県	22	20.4	81	59	8.4	3	2.8
群馬県	25	15.8	119	94	13.4	3	4.5
埼玉県	112	20.7	406	294	42.0	7	6.0
千葉県	109	24.4	335	226	32.3	7	4.6
東京都	150	13.1	859	709	101.3	11	9.2
神奈川県	126	16.0	591	465	66.4	14	4.7
新潟県	32	42.4	57	25	3.5	6	0.6
富山県	7	22.8	23	16	2.3	2	1.1
石川県	9	15.7	43	34	4.9	3	1.6
福井県	7	13.4	39	32	4.6	2	2.3
山梨県	28	27.8	76	48	6.8	2	3.4
長野県	27	13.2	153	126	18.1	5	3.6
岐阜県	22	11.7	141	119	17.0	5	3.4
静岡県	77	28.9	200	123	17.5	7	2.5
愛知県	108	14.3	566	458	65.5	12	5.5
三重県	41	22.9	134	93	13.3	5	2.7
滋賀県	21	39.3	40	19	2.7	3	0.9
京都府	10	11.3	66	56	8.1	5	1.6
大阪府	123	10.7	862	739	105.6	9	11.7
兵庫県	67	14.5	347	280	39.9	6	6.7
奈良県	17	18.1	70	53	7.6	2	3.8
和歌山県	26	18.4	106	80	11.4	2	5.7
鳥取県	6	20.5	22	16	2.3	3	0.8
島根県	10	25.0	30	20	2.9	4	0.7
岡山県	35	20.6	127	92	13.2	4	3.3
広島県	31	14.3	163	132	18.8	4	4.7
山口県	11	16.1	51	40	5.7	6	1.0
徳島県	4	13.1	23	19	2.7	3	0.9
香川県	8	25.1	24	16	2.3	2	1.1
愛媛県	10	12.6	60	50	7.1	3	2.4
高知県	6	15.0	30	24	3.4	2	1.7
福岡県	88	25.7	257	169	24.1	8	3.0
佐賀県	14	19.7	53	39	5.6	1	5.6
長崎県	8	17.0	35	27	3.9	2	1.9
熊本県	28	11.6	181	153	21.9	3	7.3
大分県	51	30.6	125	74	10.6	2	5.3
宮崎県	11	12.1	68	57	8.2	3	2.7
鹿児島県	27	13.5	150	123	17.6	3	5.9
沖縄県	62	35.5	131	69	9.9	2	4.9
全国（合計）	1897	（平均値）18.3	7827	5930	847	210	（平均値）4.0

※0-6歳の里親委託児童数（ファミリーホーム含む）と里親委託率から、0-6歳の社会的養護児童数を推計し、委託率75%時の里親委託児童数を算出。

※0-6歳の社会的養護児童数は変わらず、現在里親委託されている児童は継続して委託されるものと仮定する。

※それぞれの都道府県において、全対象児童の里親委託率と0-6歳の里親委託率が同じと仮定した上で推計。

平成28年度福祉行政報告例より日本財団作成

桑原委員提出資料

平成 30 年 1 月 26 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会 長 桑原 教修

都道府県計画の見直し要領（骨子案）に対する意見

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において検討されている「都道府県計画の見直し要領（骨子案）」について、以下の通り意見を提出します。

<全体について>

1. 市町村の体制整備の推進について

①入所児の現状と家庭養育に向けた児童養護施設の取り組み

- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会でも議論された通り、我が国においては、18 歳未満人口に対する社会的養護委託人口の割合は国際的に見て低い水準にあり、児童相談所への虐待相談件数のうち、約 9 割は在宅での継続支援となっています。
- 入所児童のうち、虐待を受けた子どもの割合が 6 割あるいは 7 割を超えるという施設も増え、私たちが施設に迎え入れる段階では、子どもが抱える課題や親子の関係が非常に複雑化・深刻化しており、心身の安定や当たり前の生活を取り戻すことに相当な時間を要する 경우가少なくありません。
- また、入所児の 8 割以上は親がおり、児童養護施設では、出来る限り早期に親子関係の再構築が図られるよう、親子の面会交流を継続するとともに親への相談・支援を通して子どもの家庭復帰に向けた支援に取り組んでいます。
- 里親の開拓、育成、支援等にも従来から取り組んでおり、退所児のうち約 5 割は家庭復帰や養子縁組、里親等の家庭養育へと移行しています。

②市町村の体制整備に向けて

- 上述したように、児童養護施設では家庭養育を推進するため様々な取り組みを行っていますが、地域におけるニーズを早期発見し、適切な支援につなぐため、施設から家庭養育に移行した後の継続的な見守り、問題の再発を防ぐための支援体制は十分とは言えない状況です。
- こうした状況に対して、今後、児童相談所の強化とともに市町村におけるソーシャルワーク体制の構築や在宅支援・サービスの拡充等が不可欠ですが、

現段階ではこれらの裏付けとなる財源が確保されておらず、平成 30 年度中とされている都道府県計画の見直しでは実効性を伴った内容を盛り込むことが難しいと予測されます。

- このため国は、早急な財源確保を進めるとともに、平成 32 年度を始期とする次期市町村子ども・子育て支援事業計画の改定を見据え、市町村において社会的養育に関する内容が十分検討され、必要な施策や体制整備が盛り込まれるよう、都道府県による支援について見直し要領に明記すべきです。
- また、平成 29 年 6 月に公布された改正社会福祉法により、市町村の努力義務とされた包括的支援体制づくりとも整合を図り、市町村が包括的な体制整備を進められるよう、考え方を示す必要があります。

2. 施設の小規模化、地域分散化及び多機能化等について

①小規模化、地域分散化

- 児童養護施設の小規模化、地域分散化については、既に「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて都道府県推進計画に盛り込まれ、各施設は都道府県と連携を図りながら計画的に進めているところであり、本会でも従来から重点事業として掲げ、推進してきました。
- 深刻な課題を抱えた子どもたちの入所が増える中、個別的な養育・支援を行うため、生活単位の小規模化は、最重要課題として引き続き全国的に進めていく必要があります。都道府県計画の見直しにおいても、現状を評価し、着実な推進に向けて検討する必要があります。
- 同時に、とくに地域分散化を進めるにあたっては、リスクや養育の質の確保についても十分検討し対応策を講じる必要があります。
- たとえば、緊急時の対応や職員の孤立防止、新任職員のきめ細かな育成、子ども同士や職員との関係がこじれた時の一時的な「逃げ場」の確保等の面では、小規模な養育単位が近接して立地しているとともに、本体施設によるバックアップ機能の強化が有効な条件となります。
- また、近年、児童養護施設の居住空間は着実に改善されており、本体施設内での小規模ケアでも生活単位として独立性を確保し、家庭的な環境の中で一人ひとりに応じた養育が可能と考えます。
- 子どもの置かれた状況やその時々状態は様々であり、多様なニーズに的確にこたえるためには、小規模化を進めつつも、本体施設内の小規模ケアを含め、様々な形態の養育環境を確保しておくことが必要です。
- こうした実態を踏まえ、都道府県計画の見直しにあたっては、単に建物としての小規模化・地域分散化だけでなく、いかに子どものために最適な養育を提供するかという観点から「養育の質」に着目した検討を行う必要があります。

②多機能化、高機能化

- これまでも児童養護施設では、一時保護やショートステイ、トワイライトステイの実施、里親の開拓・支援、地域の子育て家庭への相談・支援、自立への支援など様々な機能を展開しており、今後も、多様なニーズに積極的に対応し、専門性を活かした取り組みを広げていく必要があると考えています。
- 「新しい社会的養育ビジョン」（以下、ビジョン）に提言されている、「ケアニーズが高い子ども」が現状でも多く入所している実態を踏まえ、職員配置の拡充や専門性の向上といった「高機能化」を進めることも必要です。
- 見直し要領骨子案では、施設の高機能化への具体的な言及がありませんが、都道府県計画の見直しにあたっては、各地域の実情に応じて必要な検討が行われるよう、検討事項に盛り込んで頂きたいと考えます。
- また国は、財源確保や質を備えた専任職員の人的環境整備などを早急に進め、都道府県計画にのせて実行に移すことができるよう、対策を講じる必要があります。
- ただし、児童養護施設の今後のあり方に関しては、「ケアニーズが高い子ども」の状態像やそれに対する施設の養育・支援、具体的な多機能化・高機能化の内容なども含め、実態を踏まえた議論が十分尽くされたとは言えない状況です。
- 国においては、年度内に策定する「手引書」にとどまらず、引き続き児童養護施設のあり方に関する検討の場を設け、都道府県計画の見直しに資する議論を行う必要があると考えます。

3. 人材確保・育成

- 児童養護施設の小規模化、地域分散化や多機能化、高機能化の推進には、これらを支える人材の確保・育成が不可欠です。
- 養育単位を小規模化するほど、職員には高い意識や専門性が求められると同時に、養育者のできる限りの固定化を進めることは、長時間労働や休暇の取りづらさなど労働条件の低下を招きかねないなど、児童養護施設の職員確保や育成には課題が山積しています。
- 国において、社会的養護の人材確保・育成・定着及び資質向上に向けた方策を検討するとともに、都道府県計画の見直しにおいても検討項目とすべきです。

4. 定期的な評価と見直し

- ビジョンでも明記されている通り、改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があると同時に、その改革の工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う必要があります。
- 国においては、都道府県計画に対して、数量的な進捗状況のみならず、子ど

もに対する養育・支援への影響、変化等をきめ細かく把握し、定期的に評価を行うとともに、必要に応じて工程を見直すなどの対応を図ることが重要です。

<個別事項について>

「2. 基本的考え方」

- 見直しの基本的な考え方として、在宅での支援から代替養育、養子縁組までを含め、「一体的かつ全体的な視点をしっかり持って進めていく」とされたことは大変重要であり、そのためにも、基盤となる財源や人材の確保を含めて総合的に改革を進める必要があります。
- これまで培ってきた専門性を活かし、里親養育を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設への期待を盛り込んで頂いたことは大いに評価できるものです。さらに、一方的な支援ではなく、「施設と里親が地域でしっかりと連携協働を図りながらそれぞれの力を発揮する必要がある」旨を追加頂くことで、施設と里親の協働の必要性が明確になると考えます。

「3. 都道府県計画の記載事項」

- ビジョンでは、保育所におけるソーシャルワーク体制の充実にも触れられているところですが、今回の都道府県計画の見直しにあたって、対象とする子どもや家族、関わる機関・施設等について、どこまでを範疇とするべきか、見直し要領においてあらためて明確にするべきです。

「(2) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み」

- 「社会的養育」という観点でとらえると、潜在的需要の把握にあたっては子どもの貧困率（低所得家庭）やひとり親家庭数等も参照すべきと考えます。また、児童数の見込み方については、都道府県による格差が生じないよう、適切な算出方法を徹底する必要があります。
- また、市町村段階でのニーズの掘り起こしが非常に重要であり、そのための具体的な方策や都道府県での集約・分析等の仕組みを都道府県計画において明記すべきです。

「(3) 里親等委託の推進に向けた取組」

「②里親やファミリーホームでの養育可能な児童数の見込み」

- iiの里親委託率の目標値については、これまで指摘してきたように、急激な政策誘導によって、「養育者の永続性」「愛着関係を基にした安心安全の担保」を保障できずに子どものドリフト（漂流）状態を生み出したり、そのことによって子どもの心の傷を深めたりすることが懸念されます。
- 里親委託は子どもの状態や親権者の意向の把握、里親とのマッチングなど丁

寧なケースワークを経て決定されるべきであり、そのことが結果的に子どもの最善の利益保障に繋がるものと考えます。

- 目標値ありきではなく、一人ひとりの子どもに対する最善の支援が大前提であることを見直し要領に明記してください。

「(4) 養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組」

- iiiで、国として特別養子縁組の成立件数について、年間 1,000 人を指すことされていますが、家庭での養育を第一義とした改正児童福祉法の趣旨を踏まえれば、目標値をたてること自体を慎重に検討すべきであり、見直し要領に盛り込むべきではないと考えます。

「(9) その他」

- 子どもの権利擁護は最も重要であり、「その他」でなく独立した項目として位置付けるべきです。
- また、子どもからの意見聴取の方策については、具体的な取組例なども含めて提示すべきです。方向性が示されないままでは、都道府県での検討が進まないことが懸念されます。

中村委員提出資料

「都道府県推進計画の見直し」についての意見

Children's Views & Voices (CVV)

代表 槇 超

副代表 中村 みどり

- | |
|---|
| 1. 計画策定の当事者参画
2. 子どもの権利擁護の取組み
3. 措置解除後の実態把握 |
|---|

1. 「骨子（1）都道府県における社会的養護の体制整備の基本的考え方及び全体像」

(7～8 ページ)

①制度への社会的養護経験者の声の反映（委員会等への当事者参画）

今後都道府県計画の策定においては、当事者の参画のうえで計画策定を原則とする。

新しい社会的養育ビジョン

「自立支援は当事者の参画と協働を基本原則とする」（44 ページ）

「当事者の意見を制度・政策形成に反映させる制度的枠組みの構築が必要である」

(同上)

意見聴取の方法としては、事前に当事者へ丁寧な説明をするとともに、安全性の確保とパワーバランスへの考慮から当事者複数人を構成員にしたワーキンググループやグループインタビューの形が望ましい。その際、ワークショップ等子どもや若者にとって適切な方法で、かつ当事者たちの声が出しやすい工夫を最大限考慮し、実施する必要がある。また、社会的養護経験者 2 名以上を委員にするべきである。

各自治体においては、当事者団体の活動を支援する制度的枠組みを構築し、当事者の意見を制度・政策形成に反映させる制度的枠組みの構築が必要である。

*社会的養育専門委員会においても、経験者 2 名以上の委員設置をお願いしたい。

2. 「骨子（2）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」については、都道府県推進計画策定の際、段階によった記載が必要。

(8 ページ)

①子どもの最善の利益と代弁者の確保（アドボカシー制度の創設）

子どもの利益が、児童相談所を含め様々な関係者の利益と反することも多く、子どもの最善の利益が置き去りになるケースも少なくない。そこで、親権者・保護者にかわり、利害関係のない大人がその子どもの最善の利益を効果的に代弁する大人が必要である。具体的には以下の方法を検討されたい。

i 自立支援計画の作成における子どもの参加

支援計画を作成する際には本人の参加が必要である。児童福祉においても、子どもの自立支援計画の作成には、年齢に応じ工夫し、子どもの参画が徹底される必要がある。また、意見が出しにくい子ども達のために ii のアドボケイトの活用も今後期待できる。

ii 措置中に日常的に子どもの声を聴く仕組み

子どもとの信頼醸成及び状況のタイムリーな把握のため、一定の訓練を受けたアドボケイト（アドボカシー活動を行う者）が一週間に一度程度子どもに面会し、子どもの話を聴く体制を整える。今後、実施の為の予算整備を検討されたい。

iii 親権者等の意向に左右されず、すべての子どもに弁護士が関与する仕組み

国選少年付添人制度や国選弁護士制度も参照しつつ、一時保護後の一定期間や、困難案件については、弁護士もアドボケイトとして関与する必要がある。司法など法的手続きを含め、必要性に応じてあらゆる手段を取る制度とすべきである。

iv 子どもの権利侵害においては、利害関係のない第三者機関が対応すべきである

児童福祉審議会における第三者性の確保と子どもの権利において知識を有する委員の設置をぜひ検討されたい。今後、児童福祉審議会以外の外部組織の設置も検討されたい。

3. 「骨子（9）社会的養護自立支援の推進に向けた取組」については、措置解除後の実態把握と当事者の必要に応じたアフターケアを (17 ページ)

①措置解除後の実態把握の意義

- ・「児童養護施設の働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう」(Goodman 2006)
- ・これまでの社会的養護経験者調査の結果が、現在の日本の社会的養護施策のアウトカムのひとつの指標といえる。

②社会的養護を措置解除となった退所者の厳しい実態

下記の実態からも、社会的養護における自立支援の推進は急務といえる。

- ・児童養護施設の高校中退率は社会全体の約10倍：現在の制度上、高校中退者における居場所が極端に少なく、経済的にも住居の保障もない状況にある。
- ・児童養護施設を退所した若者の生活保護受給率は18倍
- ・退所後、精神科病院への入院や逮捕・補導歴の有る経験者等特別なニーズを抱えざるを得ない状況にある。最も厳しい状況に陥った場合、命を失うリスクもある。
- ・施設とのつながりも退所後3年以内に3割が途絶えている
→ライフチャンスが社会構造の中で奪われた(永野 2017)

③各都道府県政令市による継続的な退所者調査の実施

- ・各自治体で退所後の実態調査が実施されているが、すべての自治体で実施する必要がある。なお、継続的に調査を実施することを義務とする。
- ・国の役割としては、都道府県間で退所後調査を比較できる指標の開発が必要。
- ・措置解除後の実態が、アフターケアの方策となり、インケアの改善方策となる。

④当事者の必要に応じたアフターケア

- ・各自治体における退所者支援の担当部署を設置し、専門職を配置する。
- ・経験者が必要としている自立支援を提供する必要があると考える。窓口の創設に留まるだけでなく、寄り添い型支援や住居の確保なども考えられるべきであり、経験者が特に困った事などを参考に支援システムを構築する事で、より効果のあるシステム作りが達成されたと考える(CVV・長瀬 2015)。
- ・その為には、まず支援システムを検討する時点から当事者の参画が必要である。

参考文献

- ・ Children's Views and Voices ・長瀬正子『社会的養護の当事者支援ガイドブック～CVVの相談支援』CVV
- ・ Goodman, Roger (2000) *CHILDREN of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institution in Contemporary Japan*, Oxford University Press. (=2006, 津崎哲雄訳『日本の児童養護-児童養護学への招待-』明石書店.)
- ・ 永野 咲(2017)『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」—^{オプション}選択肢と^{リガチャ}つながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』明石書店。

林委員提出資料

第23回社会的養育専門員会意見書

(都道府県推進計画における数値目標設定に特化して)

日本女子大学 林 浩康

1. 全都道府県における「ビジョン」に基づいた数値目標の必要性

- ・法に基づいた養育理念およびそれを具体化した「ビジョン」の数値目標に基づき、要保護児童に家庭養育を提供することに努める責任が国および都道府県にある。
- ・目標数値には無理があるという背景には家庭養育支援体制の不十分さを指摘する声もあるが、それはこれまでの議論過程を踏まえると、供給者側の論理である。子どもの権利保障の観点から、法理念の具体化に向けた取り組みを優先する必要がある。

2. 数値目標の可能性 (別紙資料参照)

- ・例えば、日本財団が記者発表した資料によると、乳幼児の数値目標達成に必要な一児相当りの年間増加里親委託児数(推計値)は別紙の通り平均4.0人である。
- ・特別養子縁組に関しては、縁組を前提とした里親委託や縁組成立数が年間0である児相が4割弱であり(厚労科研2014)、一児相当りの年間縁組成立件数が約1.5件である現状(厚労省2017)を踏まえ、5年間でそれを一桁半ばにすることで達成可能な数値目標である。

3. 数値目標設定の必要性

- ・数値目標を提示しないことが、この数件の達成に向けた各児相の努力を阻害する可能性もある。
- ・数値目標の具体化には、安全かつ安心な家庭委託に向けた取り組みや体制の充実が必要なことは言うまでもないが、その取り組みや体制づくりに努めるとともに、数値目標設定により都道府県の意欲を促進することが同時に必要である。

7年間で0-6歳の里親委託率75%を達成するために毎年増加が必要な里親委託児童数のシミュレーション（都道府県別）

	0-6歳で里親委託されている児童	里親委託率(%)	委託率75%時の里親委託児童数	7年間で増加が必要な里親委託児童数	1年間で増加が必要な里親委託児童数	児童相談所数	1年間で増加が必要な里親委託児童数/児童相談所
北海道	196	28.7	512	316	45.2	9	5.0
青森県	20	25.3	59	39	5.6	6	0.9
岩手県	7	24.2	22	15	2.1	3	0.7
宮城県	31	33.1	70	39	5.6	4	1.4
秋田県	4	8.5	35	31	4.5	3	1.5
山形県	16	15.6	77	61	8.7	2	4.4
福島県	31	20.8	112	81	11.5	4	2.9
茨城県	16	12.5	96	80	11.4	3	3.8
栃木県	22	20.4	81	59	8.4	3	2.8
群馬県	25	15.8	119	94	13.4	3	4.5
埼玉県	112	20.7	406	294	42.0	7	6.0
千葉県	109	24.4	335	226	32.3	7	4.6
東京都	150	13.1	859	709	101.3	11	9.2
神奈川県	126	16.0	591	465	66.4	14	4.7
新潟県	32	42.4	57	25	3.5	6	0.6
富山県	7	22.8	23	16	2.3	2	1.1
石川県	9	15.7	43	34	4.9	3	1.6
福井県	7	13.4	39	32	4.6	2	2.3
山梨県	28	27.8	76	48	6.8	2	3.4
長野県	27	13.2	153	126	18.1	5	3.6
岐阜県	22	11.7	141	119	17.0	5	3.4
静岡県	77	28.9	200	123	17.5	7	2.5
愛知県	108	14.3	566	458	65.5	12	5.5
三重県	41	22.9	134	93	13.3	5	2.7
滋賀県	21	39.3	40	19	2.7	3	0.9
京都府	10	11.3	66	56	8.1	5	1.6
大阪府	123	10.7	862	739	105.6	9	11.7
兵庫県	67	14.5	347	280	39.9	6	6.7
奈良県	17	18.1	70	53	7.6	2	3.8
和歌山県	26	18.4	106	80	11.4	2	5.7
鳥取県	6	20.5	22	16	2.3	3	0.8
島根県	10	25.0	30	20	2.9	4	0.7
岡山県	35	20.6	127	92	13.2	4	3.3
広島県	31	14.3	163	132	18.8	4	4.7
山口県	11	16.1	51	40	5.7	6	1.0
徳島県	4	13.1	23	19	2.7	3	0.9
香川県	8	25.1	24	16	2.3	2	1.1
愛媛県	10	12.6	60	50	7.1	3	2.4
高知県	6	15.0	30	24	3.4	2	1.7
福岡県	88	25.7	257	169	24.1	8	3.0
佐賀県	14	19.7	53	39	5.6	1	5.6
長崎県	8	17.0	35	27	3.9	2	1.9
熊本県	28	11.6	181	153	21.9	3	7.3
大分県	51	30.6	125	74	10.6	2	5.3
宮崎県	11	12.1	68	57	8.2	3	2.7
鹿児島県	27	13.5	150	123	17.6	3	5.9
沖縄県	62	35.5	131	69	9.9	2	4.9
全国（合計）	1897	（平均値）18.3	7827	5930	847	210	（平均値）4.0

※0-6歳の里親委託児童数（ファミリーホーム含む）と里親委託率から、0-6歳の社会的養護児童数を推計し、委託率75%時の里親委託児童数を算出。

※0-6歳の社会的養護児童数は変わらず、現在里親委託されている児童は継続して委託されるものと仮定する。

※それぞれの都道府県において、全対象児童の里親委託率と0-6歳の里親委託率が同じと仮定した上で推計。

平成28年度福祉行政報告例より日本財団作成

宮島委員提出資料

「社会的養育」の目標等について 2018年1月31日社会的養育専門委員会 提出意見

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

児童福祉法第1条～第3条は、「児童福祉の原理」と呼ばれ、昭和22年に制定されるまでの経過では、本文ではなく前文とする案もあった。平成28年の改正では、この原理が見直され、子どもが権利の主体であることや、部分的にはあるものの、子どもの最善の利益を考慮すべきことが記述された。

さらに、この改正では、国・地方公共団体の責務について定めた「総則第1節」が設けられた。その内容は、第3条の2において、国及び地方公共団体が、①子どもが家庭において健やかにされるように、保護者を支援しなければならないこと、②しかし、家庭での養育が難しい場合等においては、家庭と同等の環境（里親委託や養子縁組）で継続的に養育されるようにしなければならないこと、③それも難しいために乳児院や児童養護施設に入所させる場合でも、そこでは家庭的な環境での養育がなされるようにしなければならないとした上で、第3条の3で、市町村と都道府県と国とが、それぞれ、法が定める業務を適切に行い、必要な措置を講じなければならないとした。

平成30年1月20日（土）の朝日新聞朝刊は、法改正を受けた有識者会議の報告書が、昨年8月に示した「3歳未満は5年以内に、3歳から就学前は7年以内に、里親委託等への委託率を75%になるようにする」という目標を、「国としては継続する方針だが、実際に政策に取り組む都道府県には求めない方向で検討に入った」とし、「実質的には形骸化しそうだ」と報じた。

児童福祉法に新たに設けられた第3条の2と同第3条の3は高く評価されるべきだ。この規定を単なる「目標」や「理念」（プログラム規定）としてはならない。しかし、一方で、この規定を根拠に、有識者検討会の報告書や厚労省の通知だけで、都道府県が個々の子どもと家族にとって最善となる支援を決定することを「しぼる」ようなことは、地方自治を否定し、法律による統治を壊すに等しい。

あらたな条文が形骸化しないために本当に必要なことは、政府こそが、十分な人と予算を手当し、自治体が実際に施策を進められるようにすることである。そして、もし、都道府県知事が行う里親委託や施設入所の措置の仕方までを含めて「しぼる」こと、また、児童福祉施設の在り方をも含めて変えることが必要なのだとすれば、これらについて定めた個々の条文の改正を目指さなければならない。

このような観点からすれば、厚労省が示そうとしたと報じられた方針は、一見もどかしく見えても、至極まっとうなものである。

平成28年の改正法は、市町村や都道府県が、子どもと保護者、困難を抱える妊婦を支援しなければならないと明記した。（第10条、第11条）しかし、このような都道府県や市町村との間で、児童虐待に関わる案件のすべてを警察署と共有することが望ましいとして、これを推進させようとする動きがある。（産経新聞12月14日、朝日新聞12月31日他の報道。）確かに、必要な情報は両者の間で共有しなければならない。しかし、本当に「全て」で良いのか。それでは、「とても打ち明けられない。本当の悩みは開かせない。」ということになり、保護者の相談が抑制されたり、児童福祉を担う機関に子どものSOSが届きにくくなったりするのではないか。

正義が声高に叫ばれ、勇ましいことが良しとされ、異なった意見が言いにくくなるという空気の中で、子どもと家族の幸せ（福祉）が壊されて行ったという歴史から学ばなければならない。

2018年1月30日

日本財団

－「里親」意向に関する意識・実態調査－

里親になってみたい意向者は約6%

潜在的な里親家庭候補は全国に約100万世帯

児童福祉法の改正を受けて2017年8月に厚生労働省が発表した「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託率について未就学児75%以上（概ね7年以内）、学童期以降は50%以上（概ね10年以内）とする数値目標が盛り込まれており、そのためには約1万3700人の子どもを新たに里親に委託する必要があると試算されています。¹日本財団（東京都港区）は、今後の喫緊の課題となる里親リクルートに役立てることを目的として、2017年11月、全国の20代～60代の男女を対象に、里親²の意向および認識についてインターネット調査を実施しました。

調査結果の概要

- 全国20代～60代の男女の6.3%が「里親になってみたい」「どちらかという故里親になってみたい」と回答。
- 里親の認知度については大半が「名前を聞いたことがある程度」。『里親への経済的なサポートの存在』『子どもを預かる期間は様々である』などはほとんど知られていない。
- 里親になる意向はあっても、経済面の心配や、子どもが大きくなるまで健康でいられるか分からないと不安がハードルになっている。
- 里親の認知や里親になる意向を高める情報源として、テレビが大きな役割を果たしている。
- 日本では里親が不足しているなど、子どもや里親に関する情報を提供することで、潜在的な里親候補家庭は推計で12.1%に倍増する可能性がある。

里親になってみたい意向者は6.3%

調査の結果、6.3%が里親になる意向がある（「里親になってみたい」もしくは「どちらかという故里親

¹ 厚生労働省 「第22回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」 参考資料1

² 本調査では養育里親の認知や意向を対象としており、養子縁組を前提とした里親については除外しています。

になっていた)と回答しました。里親の対象となる世帯として30代～60代の「夫婦のみの世帯」と「夫婦と子どものみ世帯」を想定し、そこから生活保護世帯を除いた数はおよそ1,780万世帯であることから、本調査の結果を踏まえると、その約6%にあたる106万世帯が潜在的な里親意向者であると推計されます。³

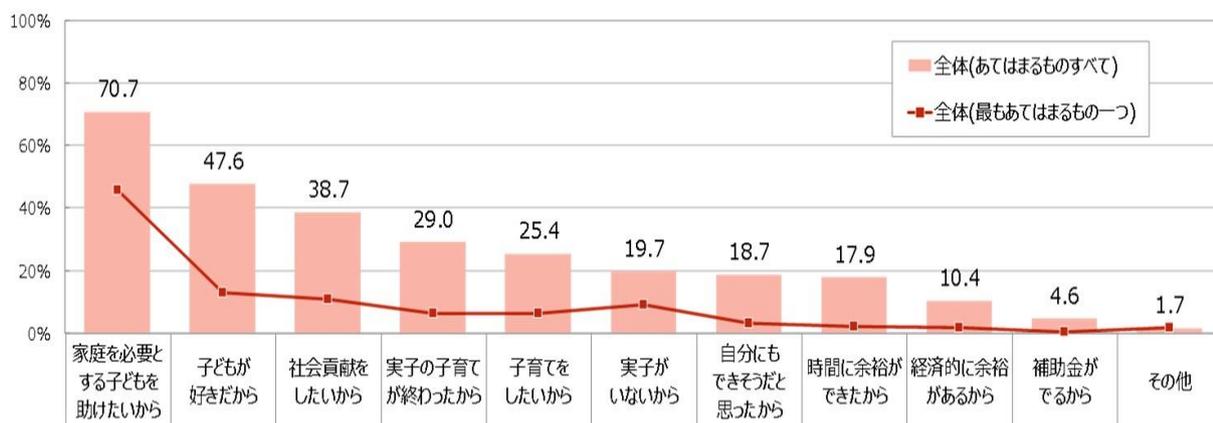
里親へ経済的なサポートがあることなどは、ほとんど知られていない

里親の認知については大半が「名前を聞いたことがある程度」と回答しており、あまり一般に浸透していない実態も浮き彫りになっています。また、特に「里親には子どもの生活費として養育費が支給される」(1.9%)、「養育費とは別に里親手当が支給される」(1.2%)、「2ヶ月などの短期間でもできる」(2.6%)「結婚していなくても、大人が2人以上住んでいればできる」(2.7%)といった、経済的なサポートを始めとした里親制度そのものや、「日本には里親を必要としている子どもが3万人いる」(3.2%)といった里親の現状については、ほとんど知られていないことも明らかになりました。

(括弧内の数字は、全体ベース(1,500サンプル)の「知っていた」と回答した人の比率)

里親の意向があると回答した人のうち、里親になってみたい理由としては「家庭を必要とする子どもを助けたいから」が7割で圧倒的に高く、続いて「子どもが好き」「社会貢献をしたい」「実子の子育てが終わった」などが続きました。

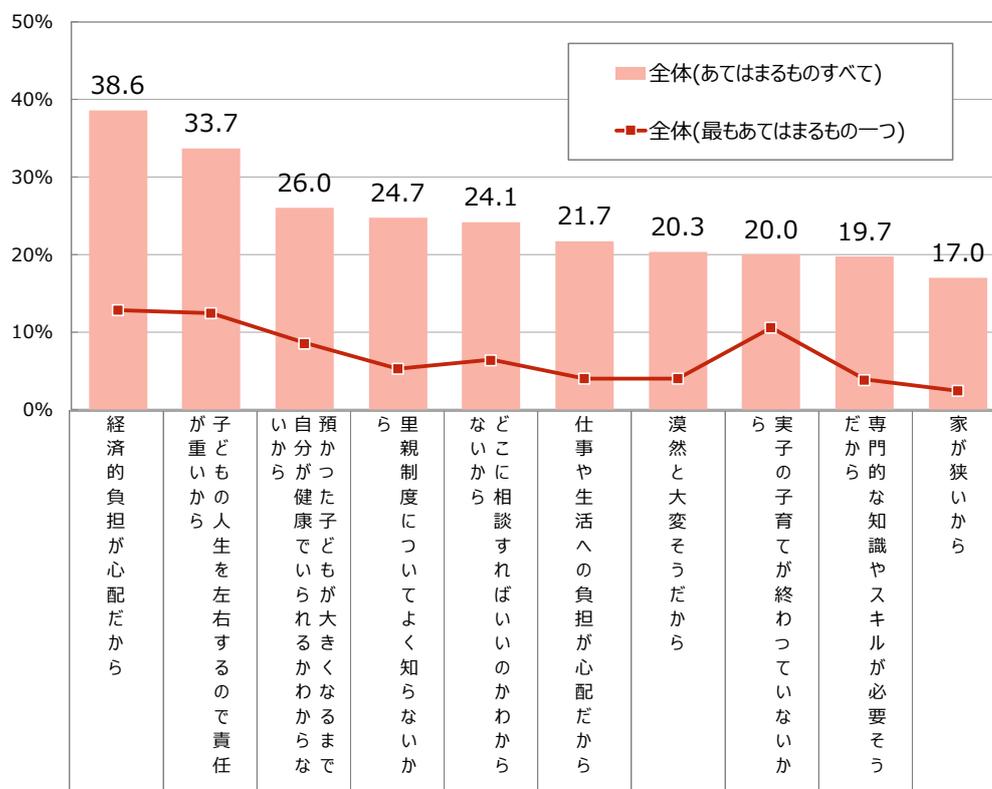
里親になってみたい理由 (里親意向者ベース)



実際、里親の意向があると回答しながらも現状では里親になっていない理由として(情報提供前)、「経済的負担への心配」「子どもの人生を左右するので責任が重い」「預かった子どもが大きくなるまで自分が健康でいられるかわからない」などの不安や負担感が上位を占めています。

³ 平成27年度の国勢調査で30代～60代の「夫婦のみ」「夫婦と子どものみ」と回答した世帯数から、世代別の生活保護率(平成27年、厚生労働省)の相当数を差し引き、本調査結果の里親意向の割合を掛け合わせて算出。

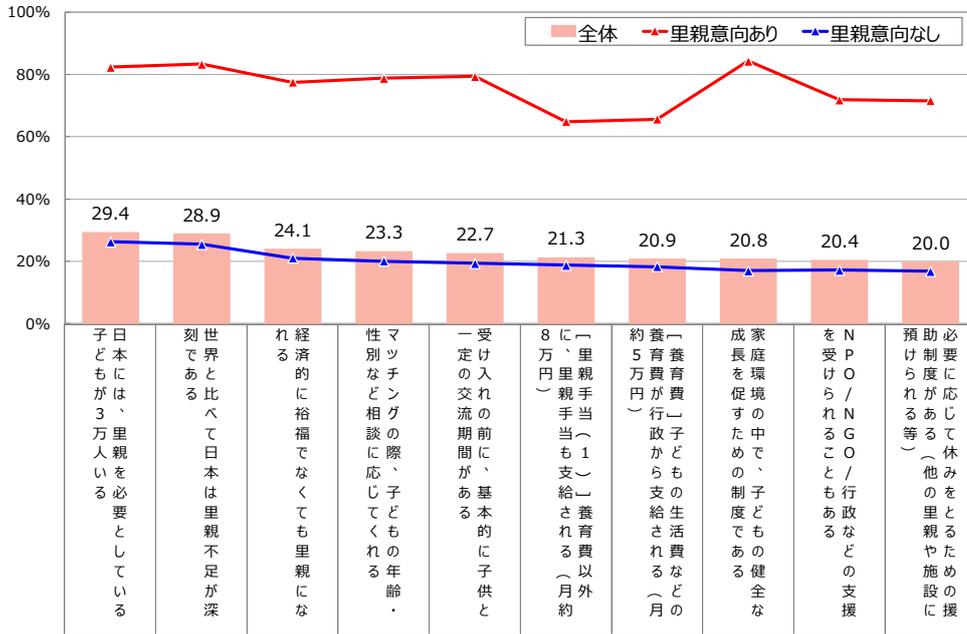
里親の意向はあるが、現状里親になっていない理由（里親意向者ベース）



子どもの写真提示や里親制度についての情報提供が意向を高める

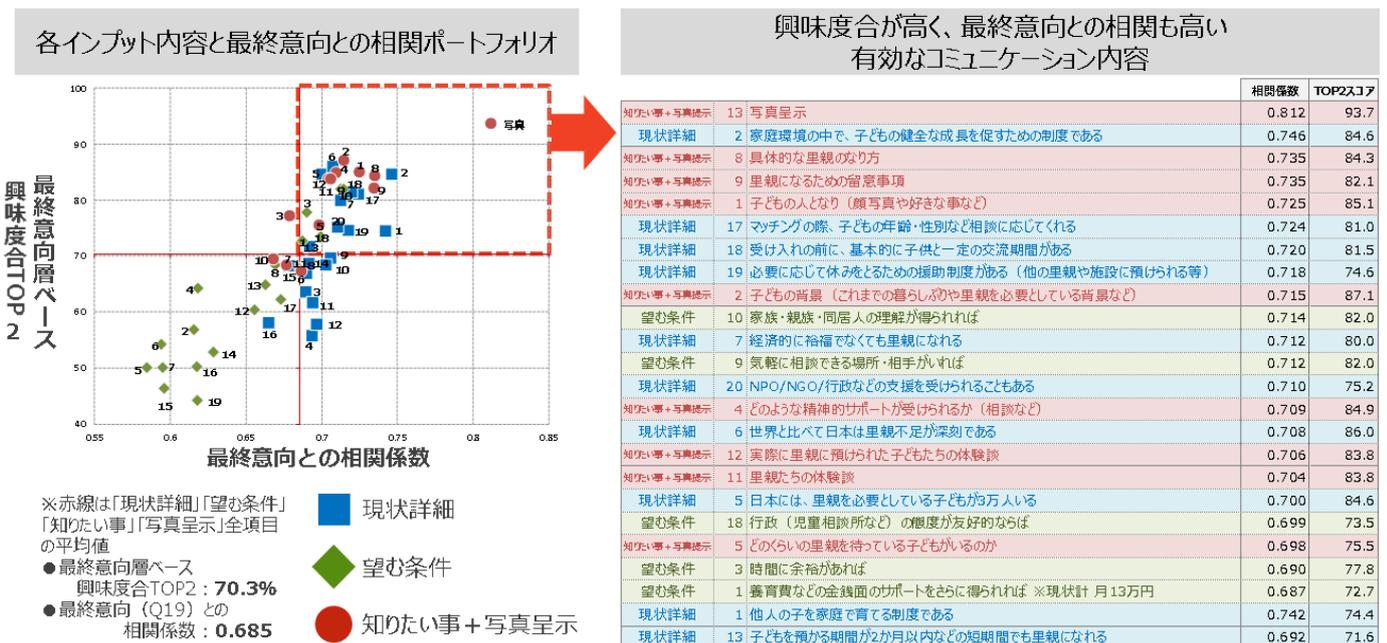
里親への興味を高める情報としては、特に『日本には里親を必要とする子どもが3万人いる』『世界と比べて日本は里親不足が深刻である』『経済的に裕福でなくても里親になれる』など、社会的養護下にある子どもの現状や、里親制度そのものに関する情報であることが分かりました。当初は里親になる意向がなく、情報提供後に意向がありに変化した回答者は、具体的な理由として「日本が里親制度で遅れている点、困ってる子どもたちがいる」(32才、女性)、「経済的な負担なく社会貢献できそうのため」(40才、男性)、「思ったほどハードルは高くないかもしれないから」(60才、男性)と回答しています。

里親への興味が高まる制度や取り組みについての情報



また、実際に里親を必要としている子どもの人となり(好きなことや性格など)や、子どもの写真の提示も、意向を高めるのに効果的であることも明らかになりました。以下に示した相関図(左)は、調査の中で提示した具体的な情報と、最終的な意向との関係を表したもので、右上の位置にあるほど意向との相関関係が高く、かつ興味をもたれる度合も高い情報であることを示しています。またその隣に示した一覧(右)は、相関関係の高い順に情報を列挙したものです。子どもの写真や人となり、具体的な里親のなり方、里親の留意事項などを知ることが有効である他、「家族や親族の理解を得る」「気軽に相談できる場所や相手の存在」などの条件が揃うことも、意向を高めるのに有効であり、里親リクルートの際にはこのような情報を発信することが効果的であることが分かります。

里親になりたいという意向と相関性の高い情報(最終意向層)



本調査で利用した子どもの写真イメージ*

ゆうくん 3か月

ぶよぶよとしたほっぺが、とても愛らしい、ゆう君です。毎日勢いよくミルクを飲み、足りないときもあるほど。ミルクの時間になるとちょうどお腹もすくようで、周囲が驚くぐらいの大きな声で泣いて知らせます。たっぷり飲んでよく寝て、すくすくと成長しています。

起きているときは、足でマットを蹴るなど元気いっぱいです。抱っこされるのも好きようです。身長58.6センチ、体重5.6キロ。里親として育ててくださる方を探しています。



さくらちゃん 2歳2か月

草花が大好きな、さくらちゃんです。近所の公園にいったら、職員さんやお友達にお花を摘んであげたりして喜ばせてくれます。

友達が泣いていたりすると、そっとそばに行ってよしよししてあげたりと、優しい女の子です。でも、困ったり疲れたりすると「抱っこ」と言って甘えたりする一面も。身長85.7センチ、体重12.5キロ。里親として育ててくださる方を探しています。



ようたくん 3歳11か月

公園遊びと虫取りが大好きな元気いっぱい、ようたくん君です。いつもお友達と一緒に仲良く公園で遊んでいます。

夕食の時間が近くなると、「今日はな～に？」と毎回きくほど、食事が楽しみな食いしん坊さん。ご飯とみそ汁は励まされないと食べないのに、おかずは嬉しそうに好んで食べます。特にプロッコリーとカボチャが大好きで、いつもお代わりします。身長99.7センチ、体重15.6キロ。里親として育ててくださる方を探しています。



*これらの写真および紹介文は、あくまでイメージであり、実在するお子様ではありません。

里親の認知や意向に繋がったきっかけはテレビが多い

本調査を行う前から里親について知っていた、また里親になりたいと意向を持つに至ったきっかけ（情報源）については、大半の人がいずれもテレビ番組と回答しています。里親の心情にフォーカスしたもののや、実子がいる中で新たな家族を築くストーリーなどのドラマやドキュメンタリーが心に残りやすく、テレビは重要なコンタクトポイントとなっています。

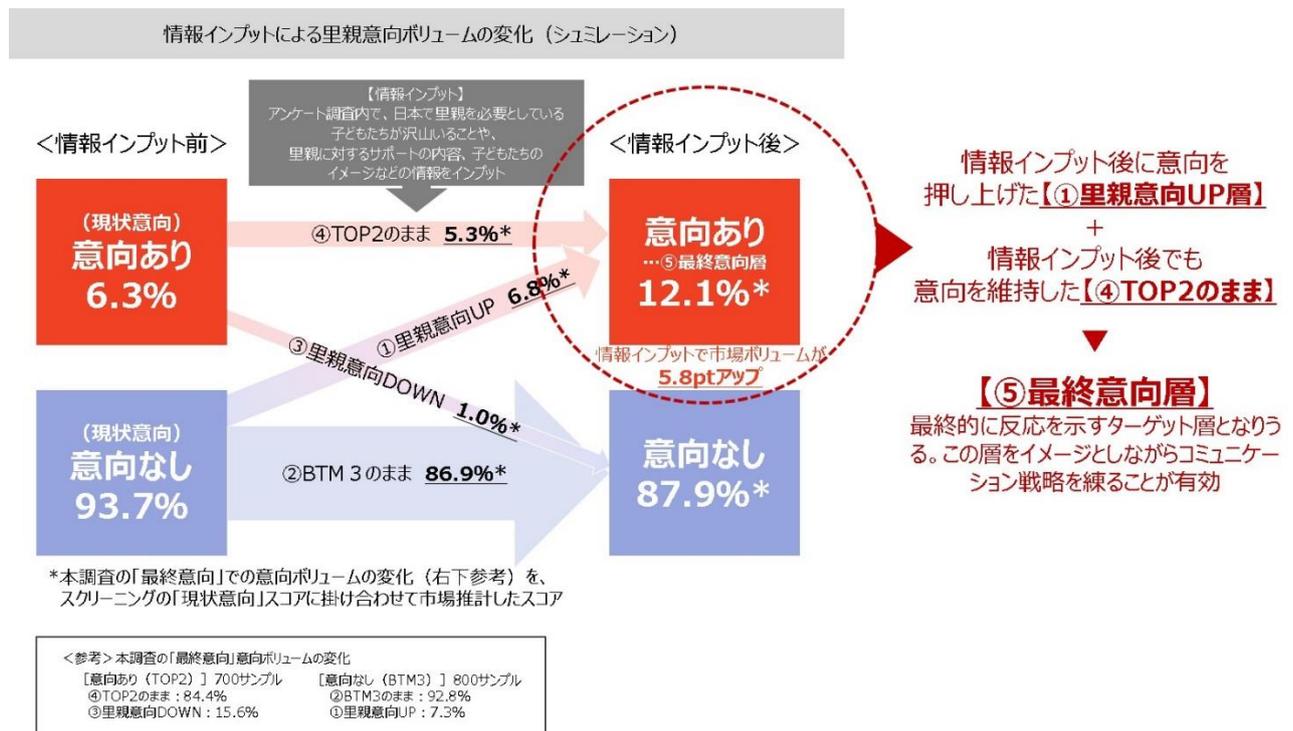
意向を持つきっかけとなった情報源（里親意向者ベース）

	里親認知の媒体	里親になる意向を高めた媒体	
テレビ	◎ 72.0%	◎ 58.9%	<ul style="list-style-type: none"> 里親になった人のドキュメント番組を見たことがある。大変だなと思いつつ見ながら見ていたが、親になった人の気持ちのゆるぎない強さが印象に残っている 実子も里子と一緒に生活していて、里親さんも特別なことをしているようには感じられずとてもよかった。
新聞	○ 29.7%	△ 17.6%	<ul style="list-style-type: none"> 朝日新聞等で日本は里親制度が浸透していないとの記事でした。私の出身校の近所に孤児院がありました。でも親のいない子どもは少なく親の事情で預けられた子どもたちはわかりました。新聞記事を読んでやっぱり里親制度は必要だと思いました。
本	△ 14.6%	△ 8.1%	<ul style="list-style-type: none"> 小説。実子のいる家族が両親を失った子どもを引き取って育てていく物語 教職を取っていたのでその時に読んだ本。児童教育の現状を扱っていた。
ニュースサイト / アプリ	△ 16.7%	△ 8.1%	<ul style="list-style-type: none"> 実子も有する普通の人が里子を含めて温もりある大家族を自然体でやっている 実際に子どもを迎えた人。子どもが出来なくて長らく不妊治療などを経てそういう選択をした人などの例
友人・知人	△ 10.1%	△ 5.9%	<ul style="list-style-type: none"> 実子と年の離れた子をしっかり実子のように育てている姿を目の当たりにして。 うちの兄夫婦が、実際養子縁組をして里親となった。

情報インプットで里親の意向者が推計で倍増

日本には里親を必要とする子どもが3万人いること、それに対して里親不足が深刻であること、里親には経済的なサポートがある等の情報を提示すると、里親意向がない層から里親意向がある層に移動する人がいました。一方で、「やっぱり責任があり大変そう」「子どもがかわいそうだという気持ちはあるが、育てる自信がない」と里親意向がある層から里親意向がない層へ移動した人もいました。

最終的な里親の意向者は、6.3%から推計で12.1%にまで増える可能性があることが分かりました。



当初から里親になる意向があり、情報提供後も里親になる意向が変わらないとした回答者も、その理由について「制度が思ったよりもしっかりしているので、現状難しいが将来的に受け入れたいと思ったから」（35才、女性）、「（里親になることが）可能だし、役に立てるなら」（52才、女性）、「自分にもできると思った」（69才、女性）「短期でもやれるのであれば少し気軽になる」（46才、男性）と回答しており、既に里親について知っていて、関心を寄せている層にも、改めて里親の制度などについて情報を提供することが有効だと考えられます。一方、当初は里親になる意向があったものの、情報提供を受けたことで最終的に里親になる意向がなくなった人は、その理由について「やっぱり責任があり大変そう」（60才、女性）、「やってみたいが出来る自信がない」（60才、男性）と回答しており、制度をよく知ることによって実感がわいた結果、やはり難しいという判断に至っていることが分かります。

里親意向者のターゲット層

里親になる意向があると回答した人の特徴として、当初（情報提供前）は 20 代～40 代の男性が上位でしたが、情報提供後、最終的な意向者の上位は 30 代～40 代の女性が占める結果となりました。

里親になる意向があると回答した人のデモグラフィック属性

		【当初の里親意向者】 (スクリーニング調査) ※情報提供前に意向ありと答えた層	【最終的な里親意向者】 ※情報提供前も後も意向ありと答えた層と、情報提供後に里親意向ありに変わった層
ボリューム（推計）		6.3%	12.1%
女性比率		38.6%	51.5%
平均年齢		41.9 才	49.0 才
性×年代（上位 3 位）		<ul style="list-style-type: none"> • 男性 30 代（15.6%） • 男性 20 代（14.5%） • 男性 40 代（13.2%） 	<ul style="list-style-type: none"> • 女性 30 代（14.0%） • 女性 40 代（13.7%） • 男性 40 代（12.9%）
既婚率		59.0%	82.4%
子あり率/末子の学齢 (※最も比率が高い学齢)		50.4%/－	70.6%/社会人（24.3%）
世帯年収		672.8 万円	704 万円
職業、宗教など ※特徴的な項目 のみ掲載	保育士・幼稚園教諭	4.0%	3.9%
	宗教を信仰	8.6%	8.2%
	<同居人が> 肉体労働を伴う職業	9.7%	7.9%
可処分時間（平日/休日）		－	4.7/7.7 時間
可処分所得		－	39,733 円

*－はスクリーニング調査での未聴取項目

調査を終えて

～潜在的な里親世帯は全国に約 100 万世帯～

本調査の結果では全国の約 6%に里親の意向があり、里親候補として考えられる 30 代～60 代の「夫婦のみの世帯」と「夫婦と子どものみの世帯」から生活保護世帯を除いた数がおおよそ 1,780 万であることから、約 100 万世帯が潜在的な里親候補者であると推計されます。

日本で里親のリクルートに取り組んでいる特定非営利活動法人キアセットによると、里親に関する問い合わせのうち、実際の里親登録にまで至る割合は 2～3%程度であることから、2～3 万世帯が里親登録に至るポテンシャルがあると考えられます。

一方、本調査から明らかになった通り、里親については一般にほとんど認知されていないのが実態です。従来のコミュニケーション（シンポジウムや里親説明会など）だけでは、潜在的な里親候補者に十分にアプローチすることは困難だと推測されます。里親の認知を高める主な情報源として、テレビや新聞が大きな役割を果たしていることがわかり、国や地方自治体には、こうしたマス向けのメディアを利用しつつ、地域の住民にも里親制度について丁寧に説明していく両輪のアプローチが不可欠です。

里親になるのは難しいと思っていた人が、本調査を通じて里親についての情報を得て、「自分にもできる」と考えて里親になる意向が高まり、結果として里親の意向者の割合が推計上高まったように、今後里親を必要とする子どもの存在や、里親になった際に受けられるサポート等について情報を発信し、正しい認知に基づいた意向者を増やす、という取り組みを全国レベルで実践していくことで、子どもは家庭で育つことを原則とする改正児童福祉法の理念の実現に近づくと考えます。その実践にあたっては、民間のリソースも活用しながら里親のリクルートや、登録後の里親支援などを行い、子どもを家庭で支える里親を、社会全体が支えていくという体制作りが求められています。

渡邊守氏 コメント

(特定非営利活動法人キアセット代表)

調査としては希望が持てる数字です。これまで国内で里親リクルートを実践してきた経験からは、問い合わせから登録にいたるのは約 2～3%程度で、これは海外の Key Asset グループとほぼ同じ割合です。また、必ずしも夫婦と夫婦＋子ども世帯に絞る必要もなく、独身でも元気な母親と同居していたり、単身でも地域との深いつながりがあったりする世帯は里親家庭になりえます。

一方、数ばかりでなく、養育の質を伴った里親を増やすことも重要です。現在、里親を育成する専門家も専門機関も不足しており、そこにまず着手しなければ、里親委託が増えたとしても、不調の件数も増えることは想像に難くありません。これだけの里親意向者がいるのであれば、今後 3 年～5 年かけて専門機関の整備に取り組むことで、質も伴った里親を十分な数、獲得することも可能であり、早急に官民が手を携えてその整備に着手するべきと考えます。

■調査概要

- 調査実施主体 : 日本財団
 (調査委託先: 株式会社シタシオンジャパン)
- 調査協力 : ボックスグローバル・ジャパン株式会社
- 調査手法 : 定量調査
 スクリーニング調査 7 問 / 本調査 30 問
- 調査方法 : インターネット調査
- 調査時期 : 2017 年 11 月 24 日 (金) ~ 2017 年 11 月 28 日 (火)
- 調査内容 : 里親に関する意向、里親制度に対する認知など
- 調査対象 :

【A:スクリーニング調査】

全国 20 代~60 代の男女 (人口構成比に合わせて回収) 10,000 サンプル

【B:本調査】

上記のうち以下にあてはまる全国 30 代~60 代の男女 1,500 サンプル (※)

- 里親になることができる属性に合致する
- 2人以上の大人が同居している (婚姻状況は不問)
- 本人/同居家族ともに
 - ✓ 生活保護を受けていない
 - ✓ 要介護者ではない
 - ✓ 犯罪歴なし
- 里親経験なし

(※) サンプル割付

里親の意向あり 700 サンプル

里親の意向なし 800 サンプル

×性年代別 均等割り付け

	里親の意向あり				里親の意向なし			
	30代	40代	50代	60代	30代	40代	50代	60代
男性	87	87	88	88	100	100	100	100
女性	87	87	88	88	100	100	100	100
	700				800			
	1,500							